

2 環境関係

- ア 公害等
- イ リサイクル・廃棄物
- ウ その他

(3) 個別事項
ア 公害等

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
市街地の土壌汚染の処理に関する法制化の検討 (環境省)	市街地の土壌汚染に関する対策について、以下の点に留意の上、法制化を含めた実効ある制度について検討する。 a 地下水の利用状況や土地の用途といった地域の実情を考慮した処理基準について検討する。 b 規制の在り方について、制度が最も円滑に運用されるような仕組みについて検討する。 c 費用負担に関し土地の所有者や占有者の責任を考慮する必要性について検討する。 d 汚染原因者が不明の場合等の最終的な救済方策として実効性のある資金確保の方法について検討する。 e 汚染情報を公開した者が不利にならないような仕組みについて検討する。	検討		
自動車排出ガス対策の推進 (環境省、警察庁、経済産業省、国土交通省)	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染が著しい大都市地域において、大気環境基準の達成を目的とし、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の改正による自動車排出ガス総合対策の充実・強化の推進を図る。 (第151回国会に法案提出)	法律案成立後公布・措置 (一部施行)	措置 (施行)	
ダイオキシン類排出濃度測定方法の緩和(排出ガス) (環境省)	ダイオキシン類排出ガス濃度の測定方法について、現行の測定法による分析装置(高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計)を使用する方法のほか、特定の施設において、より安価な分析装置を使用する方法を公定法とすることを検討する。	検討	結論	
LNG発電のばい煙測定頻度の緩和等(大気汚染防止法) (環境省)	LNG(liquefied natural gas:液化天然ガス)を燃料とする発電について、早急にばいじん、硫黄酸化物の排出実態調査等を実施し、その結果に基づいて、ばいじん、硫黄酸化物に関し測定方法の簡素化や測定義務の緩和等を検討する。	検討	措置	

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
燃料電池のばいじん等の測定方法 (環境省)	燃料電池について、排出実態調査結果を踏まえ、ばいじん等の測定方法を簡素化又は測定頻度を軽減する方向で検討する。	検討	結論	
燃料電池発電設備に係るばい煙発生施設としての届出等 (経済産業省、環境省)	燃料電池発電設備の改質器に係るばい煙発生施設の設置の事前届出、測定等の規制について、ばい煙発生量の実態等に即し、現行の電気事業法と大気汚染防止法との整合性を維持しつつ、規制対象から除外する範囲の拡大等を検討する。	検討	結論	
工業専用地域内における届出を要する特定施設の見直し(騒音規制法、振動規制法) (環境省)	騒音規制法、振動規制法における工業専用地域内における特定施設(一定以上のプレス機械、送風機等)の現行の届出制度(その増加があった場合には、変更の内容が種類ごとの数を減少する場合、又は直近に届け出た数の2倍以内に増加する場合を除き必要)について、特定施設の種類ごとの数の変更が直接的に外部に対する振動・騒音の大きさを増加させるとは限らないという特性を考慮し、その運用が適切であるか否か検討する。	検討	結論	

イ リサイクル・廃棄物

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
廃棄物の定義及び区分の見直し (環境省)	廃棄物の定義及び区分について、処理責任との関係、適正かつ効率的な処理の推進、排出抑制やリサイクル推進などの観点から検討を行い、必要な措置を講ずる。	検討(13年度前半開始)		
廃棄物焼却炉の維持管理規制の見直し	液中燃焼炉については、排ガス中のCO(一酸化炭素)濃度とダイオキシン類濃度との関係に必ずしも相関関係がないとのデータがあることを踏まえ、	検討・結論		

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
(環境省)	排ガス中のCO濃度が100ppm以下となるように燃焼することとする規制の見直しの必要性について、検討し結論を得る。			
個別リサイクル法の対象となる品目に対する廃棄物処理法の施設許可の検討 (環境省)	個別リサイクル法の対象となる品目の処理施設については、その処理方法や施設の特徴を精査し、生活環境保全上の影響について調査検討した上で、類型化が可能であるかどうかと併せて、廃棄物処理法上の施設設置許可要件が適正であるか否かを検討し、その結果を明らかにする。	逐次実施		
医療機関から排出される廃棄物の適正処理のための制度改善 (環境省)	a 有識者や医療機関代表者等関係者の意見を聴き、感染性廃棄物の非感染性化の認定についての客観的な基準を策定するなど、感染性廃棄物の定義を客観的に判断できるものにすることを検討する。	検討		
	b 医療機関から排出される廃棄物の分類について廃棄物全体の定義見直しの際に検討を行う。	検討		
	c 感染性廃棄物以外の特別な配慮を必要とする廃棄物の取扱いについても、必要に応じて十分に検討する。	必要に応じ検討		
廃棄物処理業者に関する情報の一層の開示 (環境省)	優良事業者選択のために必要な処理業者の過去の不法投棄等に伴う処分歴、また都道府県により行われている立入調査の結果についての情報を開示するために解決すべき点を整理し、関係部門とその実施に向けて必要な協議を開始する。	検討		
再生利用認定制度の対象範囲の拡充 (環境省)	再生利用認定制度について、過去の認定の例を体系的に整理し、同制度の対象品目として追加されるために満たすべき要件について明確な指針を策定する等、再生利用認定制度の対象となる廃棄物の範囲を検討し、認定基準を満たす者については積極的に認定する。	検討・結論		

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
リサイクルのための共同事業の推進と競争政策の在り方 (公正取引委員会)	リサイクルのための共同事業について、具体的などのような共同の取組が独占禁止法において問題になるかに関して明確なガイドラインを作成する。	検討・措置		
廃棄物等のリサイクル制度 (財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	循環型社会の形成を推進するため、次の措置を講じ、平成15年度までに予定されている循環型社会形成推進基本計画の策定に資する。 a 資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)に基づき、個別業種製品ごとのリデュース、リユース、リサイクル対策を網羅的に講じる。	引き続き施行		
	b 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)に基づき、引き続き容器包装リサイクルの着実な施行を図る。	引き続き施行		
	c 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づき、家電リサイクルの着実な施行を図る。	引き続き施行		
	d 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づき、分別解体等の実施、建設廃棄物の再資源化等の促進等を図りつつ、建設リサイクルの着実な施行を図る。	引き続き施行		
	e 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)に基づき、食品廃棄物等に関するリサイクル対策の着実な施行を図る。	引き続き施行		
ペットボトルを中心とした容器包装廃棄物のリサイクル	これまでの容器包装リサイクル法の実施に伴って生じた問題点を分析し、分別収集された容器包装廃棄物の円滑なリサイクルを達成するために必要な施	検討		

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
<p>ル率向上のための総合的施策の検討 (財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)</p>	<p>策について、以下の観点も考慮に入れて検討し、早急に実施する。</p> <p>a ペットボトルの再商品化需要の拡大及び容器としての再商品化のための措置</p> <p>b 市町村による分別収集コストの明確化と事業者による廃棄物発生抑制効果の検証</p> <p>c 市町村負担の多寡、市町村による分別コストの分析や民営化との比較、事業者による廃棄物発生抑制効果、費用負担ルールの見直し等の指摘を踏まえた対応策の総合的な検討の中長期的観点からの要請</p> <p>d 容器包装の再利用(リユース)を推進するインセンティブを与える仕組みにはなっていない部分があるという課題の認識</p>			
<p>自動車リサイクル対策 (経済産業省、環境省)</p>	<p>自動車リサイクル対策について、使用済自動車の逆有償化の状況の下で、リサイクルの高度化及びその適正な処理の確保に向け、法制化も視野に入れた検討を行う。</p>	検討		
<p>省エネ・リサイクル支援法の見直し (経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省)</p>	<p>事業者等によるエネルギー使用の合理化及び再生資源の利用を促進するため、平成5年から施行されているエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(省エネ・リサイクル支援法)について、平成14年度末の廃止期限を踏まえ、総合的な見直しを行う。</p>	検討	措置	
<p>廃棄物処理、リサイクルの推進 (環境省)</p>	<p>P C B (Poly Chlorinated Biphenyl: ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物の確実かつ適切な処理を促進するための所要の措置を講ずる。</p>	措置		

ウ その他

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
カラス等営業除去の許可申請・事後報告義務の緩和 (環境省)	カラス等営業除去の申請者の負担の軽減のため、野生鳥獣の保護繁殖の確保を図りつつ、手続運用面の簡素化を検討する。	検討	検討・措置	
グリーン調達 の推進 (環境省)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、重点的な環境物品等及びその判断基準を示し、グリーン調達を推進する。	検討(品目の追加等)	逐次実施	
環境会計の導入 (環境省、経済産業省)	環境保全に係る事業者の自主的な取組を推進するため、事業活動の実態や国際的な実施状況を踏まえながら、環境会計について、総合的なガイドライン(平成12年5月環境庁策定)の充実を通じ、環境保全活動に係る投資・費用(環境保全コスト)及びその効果の算出・評価方法、信頼性確保のための第三者機関による監査制度の在り方等についても検討を進めるとともに、環境保全活動に対する経営意思決定の支援を目的に、マテリアルフローコスト会計、原価計算などに関する環境管理会計手法の検討を行い、環境経営への活用、定着を図る。	逐次実施		
事業者の環境保全活動の促進 (環境省、経済産業省)	事業活動における環境保全のための取組を促進するため、取組成果の評価指標の整備や企業の利害関係者別に求める環境情報の多様性の調査を行い、環境報告書の作成・公表による取組状況の情報開示を促進する。	検討	結論	逐次実施
再生可能エネルギー等の一層の導入 (経済産業省、環境省及び関係府省)	太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーや燃料電池等の一層の導入促進を図るため、より効率的・効果的な支援策の検討を行うとともに、技術革新の現状等を踏まえ、必要な環境整備等を一層推進する。	逐次実施		